犬及び猫の飼養管理等業務

一般競争入札入札 説 明 書

令和6年2月

福島県保健福祉部食品生活衛生課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、犬及び猫の飼養管理等業務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件業務委託に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者)

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般 競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「確認申請書」という。)に入札公告2 (3)及び(4)について確認可能な書類を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当 該資格の確認申請を行うこと。

なお、下記5の(1)に示す提出期限までに当該申請を行わなかったときは、入札参加資格が与えられないので十分に注意すること。

- ※ 入札参加資格の確認結果については郵送により通知するため、確認申請書に送付 先等を記入及び84円切手を貼付した長3封筒を添えること。
- (2) 入札参加資格確認結果通知書を郵便により送付するので確認すること。 (発送予定 令和6年3月11日(月))

5 入札書の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所

令和6年3月6日(水)午後5時00分

福島県保健福祉部食品生活衛生課

(〒960-8670福島県福島市杉妻町2番16号)

なお、申請書類は郵送を可とする。ただし、書留郵便に限るものとし、3月6日(水)午後5時必着とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和6年3月21日(木)午後2時30分

福島県庁 西庁舎 7階 会議室(福島市杉妻町2番16号)

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和6年3月21日(木)午後2時30分

福島県庁 西庁舎 7階 会議室(福島市杉妻町2番16号)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、指定の入札書(様式2) に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所 へ提出すること。
- (2) 入札書には次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書(県からの通知)の写し
 - イ 委任状(様式3)・・・・・・・・・・・・・代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の10 0に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人 の署名を含む。以下同じ。)をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表 者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び 押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号(別記1)に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、以下の書類を上記5の(1)に示す期限及び場所に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書(様式4)

イ 業務実績証明書(様式5)

おって、入札保証保険適用による免除申請は、別途開札日までに入札保証保険証券 の原本を提出すること(原本は返却しないので留意すること。)。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条(別記3) に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。 入札参加資格確認結果通知書(入札者が本書又は写しを持参すること。)
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理 人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものと する。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がないときは、直ちにその場所において再度

入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札日に提出しなければならない。また、入札者は 開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた 場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書(様式6)により保健福祉部食品生活衛生課に説明を求めることができる。

ア 提出期限:令和6年3月6日(水)正午

イ 回答予定日:令和6年3月11日(月)

提出された質問書に対する回答は、福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページに掲載するとともに、回答書を食品生活衛生課において閲覧に供するものとする。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る ために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査 の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり 代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が 特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は徹回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執

行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号(別記1)に規定する有価証券を提出

することができる。

- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記4)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条(別記5) に定めるところによる。

17 契約書の作成

- (1) 委託契約書(別紙のとおり。以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項(別記6)の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 契約条項

契約書及び財務規則による。

20 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

21 当該契約に関する事務を担当する課

上記5の(1)に同じ。

別記1

福島県財務規則(抜粋)

(担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第169条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 福島県債証券 額面全額

二 国債証券額面全額の10分の8三 地方債証券(福島県債証券を除く。)額面全額の10分の8

四 特別の法律により法人の発行する債券 時価の10分の8

五 知事が確実であると認める社債券 時価の10分の8

別記2

福島県財務規則(抜粋)

(入札保証金の減免)

- 第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保 証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 一一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三~四(略)

2 (略)

別記3

福島県財務規則(抜粋)

(入札保証金の納付等)

- 第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除を した場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前まで に、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をし た場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなけれ ばならない。
- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札 に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする 者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければな らない。

(入札保証金の還付)

- 第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。
- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品 管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4

福島県財務規則 (抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び 会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣 が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六~八 (略)

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあつては100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十~十一(略)

十二 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三(略)

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五~十八 (略)

2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手 方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であ ると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

別記 5

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の納付等)

- 第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約 の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

- 第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手 方に還付する。
- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品 管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記6

地方自治法(抜粋)

(契約の締結)

第234条

 $1 \sim 4$ (略)

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)